

兵庫医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

第1条 教員個人及び教員組織としての教育能力を開発・改善し、もって本学の教育研究機能の向上を図るため、本学にファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、以下の目的の実現のための活動を行う。

- 1 個々の教員の教育力の向上
- 2 集団・組織としての教育力の向上
- 3 学部間の相互理解力の向上
- 4 教員の研究力向上及び相互協力体制による研究力の向上
- 5 本学としての教育及び研究の質の向上

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 副学長
- 2 薬学部教授会で選出した教員 2名
- 3 看護学部教授会で選出した教員 2名
- 4 リハビリテーション学部教授会で選出した教員 2名
- 5 共通教育センター教授会で選出した教員 2名

第4条 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

② 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 委員会に委員長を置き、副学長がこれにあたる。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

② 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に列席させ意見を聞くことができる。

第7条 委員会は、必要に応じ随時開くものとする。

第8条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

第9条 委員会の事務は、教育・学生支援グループが行う。

第10条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。